

第19回青梅市選挙管理委員会日程

令和8年1月21日
午前10時00分
市役所 6階
601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 (1) 行事報告について
(2) 令和8年市議会定例会2月定例議会会議予定案について
- 3 議 事 付議案件 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査執行計画について
議案第37号 選挙人名簿の登録日について
議案第38号 在外選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第39号 青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正について
議案第40号 衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の総数減少協議について
議案第41号 衆議院議員選挙における投票用紙等の公示前交付について
- 4 その他 (1) 今後の行事予定について
(2) 衆議院議員選挙における期日前投票所投票管理者について
(3) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和8年1月26日(月)午前10時00分
会 場 市役所6階 601会議室
議 題 選挙人名簿登録者の決定について
(4) その他

行事報告

(1) 東京都選管関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
12月18日	東京都選挙事務運営協議会総会	文京区民センター	15:15	委員長、局長

(2) 全選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
12月16日	東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民センター	14:00	委員長、委員、局長

(3) 都市選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
12月10日	都市選連 第3回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
12月2日	東京都市明るい選挙推進協議会 連合会推進委員研修会	東京自治会館	14:30	会長、役員、局長、 事務局
1月9日	協議会連合会 1B会長会議	日野市中央公民館	16:00	会長、局長

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月日	選挙名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 該当なし </div>

令和8年2月定例議会会議予定案

※現時点での予定であり、変更になる場合があります。

月日（曜日）		時間	会議	備考
2月	19日（木曜日）	午前10時	議会運営委員会	
	20日（金曜日）			
	21日（土曜日）			
	22日（日曜日）			
	23日（月曜日）			
	24日（火曜日）	午前10時	本会議	市長施政方針演説、議案審議等
	25日（水曜日）			
	26日（木曜日）	午後3時	議会運営委員会	
	27日（金曜日）			
	28日（土曜日）			
3月	1日（日曜日）			
	2日（月曜日）		常任委員会	
	3日（火曜日）		常任委員会	
	4日（水曜日）		常任委員会	
	5日（木曜日）	午前10時	予算決算委員会	補正予算
		予算決算委員会終了後	全員協議会	
	6日（金曜日）			
	7日（土曜日）			
	8日（日曜日）			
	9日（月曜日）	午前10時	本会議	一般質問
	10日（火曜日）	午前10時	本会議	一般質問
	11日（水曜日）	午前10時	本会議	一般質問
	12日（木曜日）	午前9時15分	議会運営委員会	
		午前10時	本会議	委員会審査報告等
	13日（金曜日）			
	14日（土曜日）			
	15日（日曜日）			
	16日（月曜日）	午前10時	予算決算委員会	当初予算
	17日（火曜日）	午前10時	予算決算委員会	当初予算
	18日（水曜日）	午前10時	予算決算委員会	当初予算
	19日（木曜日）			
	20日（金曜日）			
	21日（土曜日）			
	22日（日曜日）			
	23日（月曜日）	午前10時	予算決算委員会	当初予算
	24日（火曜日）			
25日（水曜日）				
26日（木曜日）	午前9時15分	議会運営委員会		
	午前10時	本会議	委員会審査報告等	

選挙人名簿の登録日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和8年3月1日現在における選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定める。

登録を行う日 令和8年3月1日を令和8年3月2日とする。

令和8年1月21日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4（省略）

○ 公職選挙法施行令

(登録日等の告示)

第十四條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2（省略）

在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、別紙在外選挙人名簿登録者抹消者一覧の2人（男1人女1人）を本市の在外選挙人名簿から抹消決定する。

令和8年1月21日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 (省略)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正について

1 改正の理由

公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の一部改正を踏まえ、様式を改めようとするものである。

2 改正の内容

押印欄を削除するとともに、届出書類の真正性を確保するための文言を追加する。【様式第1号～様式第3号・様式第6号関係】

3 実施期日

令和8年1月21日

新旧対照表

○青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱（平成18年11月1日実施）

改正後	現行	備考
<p>1～14 略 15 経過措置 (1)～(4) 略 (5) <u>この要綱の一部改正は、令和8年1月21日から実施する。</u> <u>様式第1号（第3項関係）</u> <u>様式第2号（第3項関係）</u> <u>様式第3号（第3項関係）</u> 様式第4号および様式第5号 略 <u>様式第6号（第5項関係）</u></p>	<p>1～14 略 15 経過措置 (1)～(4) 略 様式第1号（第3項関係） 様式第2号（第3項関係） 様式第3号（第3項関係） 様式第4号および様式第5号 略 様式第6号（第5項関係）</p>	

選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年 月 日

青梅市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)

下記のとおり、6に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1.活動の内容	登録の確認
2.閲覧予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
3.閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
4.閲覧者の氏名および住所	申出者と同じ
5.閲覧事項の管理の方法	(管理体制や複製の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6.閲覧対象者	・氏 名 _____ ・住 所 青梅市 _____ ・申出者との関係 (本人・同居の者・その他) _____
備 考	

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年 月 日

青梅市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)

下記のとおり、6に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1.活動の内容	登録の確認
2.閲覧予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
3.閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
4.閲覧者の氏名および住所	申出者と同じ
5.閲覧事項の管理の方法	(管理体制や複製の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6.閲覧対象者	・氏 名 _____ ・住 所 青梅市 _____ ・申出者との関係 (本人・同居の者・その他) _____
備 考	

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

青梅市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)
※申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1. 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。） (できる限り具体的に記載すること。)
2. 閲覧事項の利用の目的	
3. 閲覧者の氏名および住所	
4. 閲覧予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
5. 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6. 閲覧対象者の範囲	
7. 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員、構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者であるとき	
8. 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
9. 候補者閲覧事項取扱者の指定	別紙申出書のとおり法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
10. 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
11. 承認法人の申出	別紙申出書のとおり法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨ならびに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名およびその者の公職の種類を記載すること。)

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

青梅市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)
※申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1. 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。） (できる限り具体的に記載すること。)
2. 閲覧事項の利用の目的	
3. 閲覧者の氏名および住所	
4. 閲覧予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
5. 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6. 閲覧対象者の範囲	
7. 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員、構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者であるとき	
8. 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
9. 候補者閲覧事項取扱者の指定	別紙申出書のとおり法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
10. 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
11. 承認法人の申出	別紙申出書のとおり法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨ならびに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名およびその者の公職の種類を記載すること。)

選挙人名簿抄本閲覧申出書 (調査研究)

年 月 日

青梅市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)

※申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治または選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1. 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)
2. 閲覧予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
3. 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
4. 閲覧者の氏名および住所	(申出者が国または地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の氏名および氏名を記載すること。)
5. 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や提案の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6. 閲覧対象者の範囲	
7. 調査研究の責任者の住所および氏名	(申出者が国または地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の氏名および氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の後職名および氏名を記載すること。)
8. 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
9. 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国または地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国または地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
10. 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
11. 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
12. 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名および住所	(委託者が国または地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合にはその名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備 考	(添付書類について記載すること。)

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書 (調査研究)

年 月 日

青梅市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)

※申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治または選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1. 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)
2. 閲覧予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
3. 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
4. 閲覧者の氏名および住所	(申出者が国または地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の氏名および氏名を記載すること。)
5. 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や提案の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6. 閲覧対象者の範囲	
7. 調査研究の責任者の住所および氏名	(申出者が国または地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の氏名および氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の後職名および氏名を記載すること。)
8. 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
9. 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国または地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国または地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
10. 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
11. 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
12. 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名および住所	(委託者が国または地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合にはその名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備 考	(添付書類について記載すること。)

回 答 書

青梅市選挙管理委員会から 年 月 日付 青選第 号により
照会のあったことについて、私は、選挙人名簿抄本を閲覧する閲覧者本人である
ことに相違ありませんので、その旨回答します。

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 殿

住 所
氏 名

備考 住所氏名欄には、閲覧者の署名その他の措置を行わなければならない。

回 答 書

青梅市選挙管理委員会から 年 月 日付 青選第 号により
照会のあったことについて、私は、選挙人名簿抄本を閲覧する閲覧者本人である
ことに相違ありませんので、その旨回答します。

年 月 日

青梅市選挙管理委員会
委員長 殿

住 所
氏 名

印

衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の総数減少協議
について

公職選挙法¹(昭和25年法律第100号)第144条の2第2項ただし書の規定にもとづき、次のとおり東京都選挙管理委員会と協議する。

1 減少数

38

2 理由

各投票区の地勢を考慮し、第1投票区、第2投票区、第6投票区、第7投票区、第9投票区、第11投票区から第20投票区、第23投票区、第26投票区、第32投票区について減とし、第22投票区について増とする。

3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
別紙のとおり

令和8年1月21日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3~10 (省略)

◎公職選挙法施行令第111条第1項の規定による数

(公職選挙法第144条の2第2項または第9項に規定の政令で定める数)

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数	投票区
1,000人未満	2平方キロメートル未満	5箇所	第20、第21
	2平方キロメートル以上 4平方キロメートル未満	6箇所	第17、第24
	4平方キロメートル以上 8平方キロメートル未満	7箇所	第18、第19、第22、第26
	8平方キロメートル以上	8箇所	第25
1,000人以上 5,000人未満	4平方キロメートル未満	7箇所	第1、第2、第5、第9、第11、 第12、第13、第16、第27、第29、 第30、第32、第34
	4平方キロメートル以上 8平方キロメートル未満	8箇所	第6、第14、第15、第23
	8平方キロメートル以上	9箇所	(該当なし)
5,000人以上 10,000人未満	4平方キロメートル未満	8箇所	第3、第4、第7、第8、第28、 第31、第33
	4平方キロメートル以上	9箇所	第10
10,000人以上	4平方キロメートル未満	9箇所	(該当なし)
	4平方キロメートル以上	10箇所	(該当なし)

青梅市投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
(第51回衆議院議員選挙)

投票区	選挙人名簿登録者数(R7.12.1)	区分1	面積(k㎡)	区分2	法施行令第11条第1項の規定による数	設置数	増△減	理由
1	3,316	②5千人未満	1.0549	①2k㎡未満	7	4	△3	山林等が投票区域の相当部分を占めており、投票区面積も施行令第11条第1項に規定される最小面積を大きく下回ることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
2	2,243	②5千人未満	0.6495	①2k㎡未満	7	6	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、投票区面積も施行令第11条第1項に規定される最小面積を大きく下回ることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
3	6,678	③1万人未満	1.2370	①2k㎡未満	8	8	0	
4	9,434	③1万人未満	2.9560	②4k㎡未満	8	8	0	
5	4,626	②5千人未満	0.7437	①2k㎡未満	7	7	0	
6	4,471	②5千人未満	4.1272	③8k㎡未満	8	5	△3	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
7	5,229	③1万人未満	0.9721	①2k㎡未満	8	5	△3	投票区面積も施行令第11条第1項に規定される最小面積を大きく下回り、選挙人名簿登録者数の減少もあことから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
8	6,872	③1万人未満	1.0475	①2k㎡未満	8	8	0	
9	2,841	②5千人未満	2.5652	②4k㎡未満	7	5	△2	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
10	7,248	③1万人未満	5.5339	③8k㎡未満	9	9	0	
11	1,414	②5千人未満	1.8944	①2k㎡未満	7	6	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
12	1,377	②5千人未満	1.2739	①2k㎡未満	7	6	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
13	2,161	②5千人未満	1.5412	①2k㎡未満	7	6	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
14	4,555	②5千人未満	6.2647	③8k㎡未満	8	4	△4	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
15	1,829	②5千人未満	4.0332	③8k㎡未満	8	7	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
16	1,479	②5千人未満	3.3680	②4k㎡未満	7	6	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
17	174	①1千人未満	3.3860	②4k㎡未満	6	3	△3	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
18	491	①1千人未満	4.3542	③8k㎡未満	7	5	△2	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
19	402	①1千人未満	7.8773	③8k㎡未満	7	5	△2	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
20	101	①1千人未満	1.5219	①2k㎡未満	5	2	△3	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
21	794	①1千人未満	1.9527	①2k㎡未満	5	5	0	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
22	987	①1千人未満	6.3467	③8k㎡未満	7	8	1	有権者分布状況等による増
23	1,003	②5千人未満	6.4581	③8k㎡未満	8	7	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、選挙人名簿登録者数の減少もあることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
24	742	①1千人未満	3.8061	②4k㎡未満	6	6	0	
25	448	①1千人未満	12.2559	④8k㎡以上	8	8	0	
26	110	①1千人未満	6.5823	③8k㎡未満	7	1	△6	山林等が投票区域の相当部分を占めており、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。

青梅市投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
(第51回衆議院議員選挙)

投票区	選挙人名簿登録者数(R7.12.1)	区分1	面積(km ²)	区分2	法施行令第111条第1項の規定による数	設置数	増△減	理由
27	3,701	②5千人未満	2.2507	②4km ² 未満	7	7	0	
28	6,673	③1万人未満	1.6242	①2km ² 未満	8	8	0	
29	4,852	②5千人未満	0.6480	①2km ² 未満	7	7	0	
30	4,392	②5千人未満	0.5295	①2km ² 未満	7	7	0	
31	5,567	③1万人未満	0.7771	①2km ² 未満	8	8	0	
32	4,612	②5千人未満	1.4908	①2km ² 未満	7	6	△1	山林等が投票区域の相当部分を占めており、投票区面積も施行令111条第1項に規定される最小面積を大きく下回ることから、地勢と照らしてより適正と考える設置数に見直した。
33	5,780	③1万人未満	1.8383	①2km ² 未満	8	8	0	
34	4,164	②5千人未満	0.3478	①2km ² 未満	7	7	0	
合計	110,766		103.3100		246	208	△38	

衆議院議員選挙における投票用紙等の公示前交付について

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 3 条第 1 項および第 5 9 条の 4 第 4 項の規定にもとづく投票用紙および投票用封筒の郵便による発送を、選挙の期日の公示の前日から行うこととする。

令和 8 年 1 月 2 1 日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法施行令

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するものリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2～7（省略）

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、第五十条第五項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合にあっては、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときにあっては当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者であるときにあっては当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

一 第五十条第一項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

二 第五十条第二項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、選挙人に直接に交付する。

三 第五十条第四項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2～4（省略）

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、**選挙の期日前四日までに**、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、**郵便等投票証明書**を提示して、**投票用紙及び投票用封筒の交付**を請求することができる。

2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人（第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。）は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、**第一項の規定による請求を受けた場合において**、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、前項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、**直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）**投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に**郵便等**をもつて発送しなければならない。この場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入しなければならない。

今後の行事予定

(1) 東京都選管関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(3) 都市選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
1月14日	都市選連会 第4回事務局長会	衆院選により中止		
1月16日	都市選連会 第2回委員長会			
1月26日	都市選連会 局長・次長・係長研修			
1月28日	都市選連会 第4回次長・係長会			
2月4日	都市選連会 委員長・委員研修			
2月19日	都市選連会 第3回委員長会	東京自治会館	11:00	委員長、局長
2月26日	都市選連会 第5回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
3月26日	報告会および慰労会	S&D たまぐーセンター 多目的ホール	17:00	会長、役員、推進委員 等、委員長、委員、局 長、事務局
4月19日	推進協議会・推進委員合同会議	市役所204～206 会議室	10:00	会長、役員、推進委員 等、委員長、局長、事 務局

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月日	選挙名
2月15日	日野市議会議員選挙